

2024年12月以降、従来の保険証は発行できなくなります



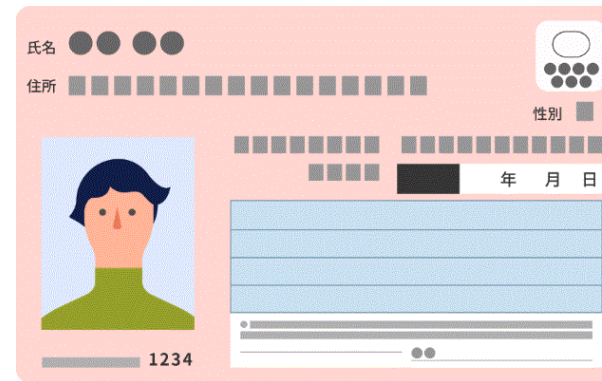
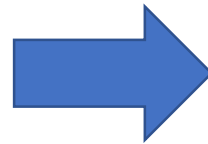
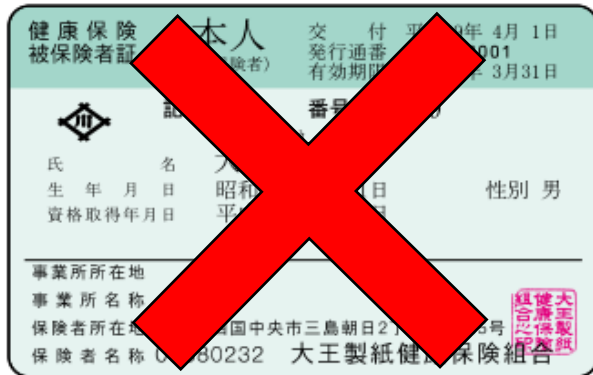
現行の保険証は新規発行はされなくなり、マイナンバーカードへ移行となります。

(再発行を含む全ての発行が廃止)



現行の保険証

現在お持ちの保険証は2025年3月31日までご使用いただけますが、2025年4月までにマイナンバーカードへの移行をお願いします。



2024年12月以降の医療機関等へのかかり方

① 「マイナンバーカード」

原則

原則、医療機関等にはマイナンバーカードをご提示いただくようになります。

12月以降の新規加入者についてはマイナンバーカードをお持ちで保険証利用登録を行っている方には、保険証の記号・番号をお知らせする「資格情報のお知らせ」を発行します。マイナポータルでも資格情報を確認することができます。

② 「資格確認書」

マイナ保険証が
利用できない方

(※申請必要)

マイナンバーカードによる受診ができない状況にある方には「資格確認書」を発行します。
「資格確認書」を医療機関等の窓口に表示することで、保険診療を受けることができます。

【資格確認書の発行の対象となる方】

- ・マイナンバーカードを取得していない方
- ・マイナンバーカードを保有しているが、保険証利用登録を行っていない方
- ・マイナ保険証の利用登録解除を申請した方、利用登録解除者
- ・マイナンバーカードの電子証明書の有効期限切れ(カード本体の有効期限切れを含む)の方
- ・マイナンバーカードを返納された方
- ・マイナンバーカードを紛失した方、更新中の方
- ・マイナ保険証での受診が困難で第三者（介助者など）のサポートが必要な方

【マイナ保険証で保険診療を受けるとき】医療機関等を受診する際の流れ

マイナ保険証で医療機関を受診



マイナ保険証で医療機関や薬局を利用するとき

顔認証付きカードリーダーで受付をします



カードリーダーは受付付近にあります

保険証登録がまだの方は
こちらの画面から
お申し込み

※カードリーダーのメーカーにより画面が異なります

マイナンバーカードをカードリーダーに入れる



カバーがついている場合は外してください



カバーあり



カバーなし

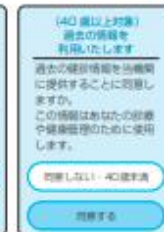
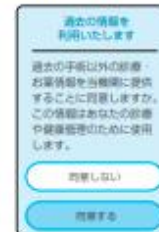
本人確認を行う



暗証番号(4ケタ)か顔認証
どちらでも可能です

同意事項の確認&選択

過去に受けた診療内容や薬の情報



医師・薬剤師が見られるようにするか、選択

【2024年12月以降の取り扱い】 「資格取得届」等お手続きの流れ

従業員様の入社するときなどに提出が必要となる「資格取得届」や、扶養となるご家族が追加されるときに提出する「被扶養者異動届」のお手続き方法は、これまでと変更ありません。
ただし、保険証は発行されず、今後は代わりに「資格情報のお知らせ」が交付されます。

ポイント

1 事業所様 → 大王健保

「資格取得届」「被扶養者異動届」提出 ※ 従来と変更ありません

※ **5日以内**にご提出ください。

※ 届出の際、**マイナンバーを正確**にご記載ください。

(誤った番号を記載すると、医療機関等の受診の際に支障が出ます。)

2 大王健保 → 事業所様

「資格情報のお知らせ」送付 ※ 保険証は発行されません

3 事業所様 → 被保険者様

「資格情報のお知らせ」配布 ※ 退職等の際の返納は必要ありません

「資格情報のお知らせ」とは？

マイナンバーカードには、従来の保険証に記載されている記号・番号や資格取得年月日などの情報が記載されていません。このため、保険証廃止後の給付金申請にご活用いただくことなどを目的に、すべての加入者（被保険者・被扶養者）様に対して、個人単位で発行します。

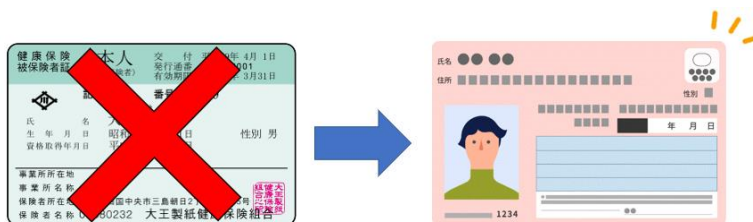
「資格情報のお知らせ」はどのようなときに必要ですか？

傷病手当金などの給付金の申請の際には、引き続き従来の保険証に記載されている記号・番号の記入が必要となりますので、「お知らせ」に記載されているものをご活用ください。

また、医療機関等での受診の際、窓口設置のカードリーダーにトラブル等があった場合には、「マイナンバーカード + お知らせ」の提示で受診が可能となります。万一の際に備えて、大切に保管しておいてください。

【2024年12月以降の取り扱い】発行済みの保険証の取り扱い

現在お持ちの保険証は、退職等で資格喪失にならない限り、有効期限の2025年3月31日まで使用できます。



◆ 2025年3月31日までに退職等で使用できなくなった保険証は、従来通り回収が必要です。

※ 回収の流れ：加入者様 → 事業所様 → 大王製紙健康保険組合

◆ 有効期限の2025年3月31日到来後は、自己破棄を行ってください。回収・返却の必要はありません。

従来の保険証の経過的取り扱い一覧	マイナ保険証	従来の保険証		
	使用	使用	新規発行	退職時等の回収
2024年11月30日まで	可	可	可	必要(従来通り)
2024年12月1日～2025年3月31日	可	可	不可	必要(従来通り)
2025年4月1日以降	可	不可	不可	自己破棄可

※ 「資格情報のお知らせ」の回収は不要です

[2024年12月以降の取り扱い] その他証の発行対応について

	「マイナンバーカード」 利用の方 	「資格確認書」 利用の方 
限度額適用認定証	健保への 申請不要 医療機関ではマイナンバーカードを使用	健保への 申請必要 ハガキサイズの紙の証を交付
限度額適用・標準負担額減額認定証	健保への 申請必要 医療機関ではマイナンバーカードを使用	健保への 申請必要 ハガキサイズの紙の証を交付
特定疾病療養受療証	健保への 申請必要 医療機関ではマイナンバーカードを使用	健保への 申請必要 ハガキサイズの紙の証を交付
高齢受給者証	健保への 申請不要 医療機関ではマイナンバーカードを使用	健保への 申請不要 カードの証を交付

